



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 1

公安委員会事項

- 沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則…………… 2
- 沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則…………… 2
- 沖縄県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則…………… 3
- 沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則…………… 12
- 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 13
- 警備業法施行細則の一部を改正する規則…………… 17
- 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則…………… 27

監査委員事項

- 沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令…………… 30

人事委員会事項

- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則…………… 30
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 34
- 扶養手当に関する規則及び通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 34
- 給与簿に関する規則の一部を改正する規則…………… 34
- 勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則…………… 37
- へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則…………… 37
- 給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則…………… 37
- 沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則…………… 38
- 育児休業等に関する規則の一部を改正する規則…………… 39
- 特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 39
- 東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則…………… 39
- 沖縄県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令…………… 40
- 沖縄県人事委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令…………… 40

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県教育委員会

教育長 半 嶺 満

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「沖縄県会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」を「沖縄県会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表浦添警察署の部小那覇交番の項所管区の欄を次のように改める。

西原町字津花波、字小橋川、字内間、字掛保久、字嘉手苺、字小那覇、字兼久、字与那城、字我謝、字安室、字桃原、字小波津、字東崎

別表嘉手納警察署の部大通交番の項中「読谷村字大木、字大湾」を「読谷村字大湾」に改め、同部読谷交番の項所管区の欄を次のように改める。

読谷村字伊良皆、字上地、字大木、字喜名、字親志、字座喜味、字楚辺、字高志保、字都屋、字波平

別表嘉手納警察署の部楚辺駐在所の項を削り、同部瀬名波駐在所の項中「字瀬名波」を「字宇座」に、「字渡慶次、字宇座」を「字瀬名波、字渡慶次」に改める。

別表うるま警察署の部屋慶名交番の項中「うるま市勝連南風原」の次に「勝連平安名、勝連内間」を、「勝連平敷屋」の次に「勝連津堅」を加え、同部平安名駐在所の項を削り、同部平安座駐在所の項所管区の欄を次のように改める。

うるま市勝連浜、勝連比嘉、与那城平安座、与那城桃原、与那城上原、与那城宮城、与那城池味、与那城伊計、与那城平宮

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、別表浦添警察署の部小那覇交番の項所管区の欄の改正規定は、令和6年3月29日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「259人」を「257人」に改め、同条第2号中「48人」を「50人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

沖縄県警察国有物品管理規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「および」を「及び」に、「総理府令」を「内閣府令」に、「により、沖縄県警察において」を「に基づき、沖縄県警察が」に、「適正、かつ、効率的な」を「適正かつ効率的な」に改める。

第4条第2項中「もつてあてる」を「もつて充てる」に改め、同条第3項中「および」を「及び」に、「かかる」を「係る」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条第1項中「所、隊」を「所及び隊を含む。」に、「および」を「及び」に改め、同条第2項中「所属の長をもつてあてる」を「各所属の長をもつて充てる」に改め、同条第3項中「その」を「当該」に、「物品供用」を「物品の供用」に、「行なう」を「行う」に改める。

第6条中「行なう」を「行う」に、「もつて」を「もつて」に、「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

第7条中「行なう」を「行う」に、「かかる」を「係る」に、「譲り受けることができない」を「譲り受けてはならない」に改める。

第8条第1項中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同条第2項を削る。

第9条中「物品保管委託（貸付）書（様式第2号）をもつて行なう」を「物品保管委託書（様式第1号）をもつて行う」に改める。

第10条第1項中「物品不用決定書（様式第3号）をもつて」を「供用不適品報告書（様式第2号）をもつて」に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、「または第2項」を削り、同項を同条第4項とし、同条第2項中「または」を「又は」に、「修繕若しくは」を「修繕又は」に、「もつて」を「もつて」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 本部長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに物品返還書（様式第3号）により物品管理官（府令第1条第4号に規定する物品管理官をいう。以下同じ。）に返還しなければならない。

第11条第1項中「様式第5号A」を「様式第5号」に、「払出」を「払出し」に改め、同条第2項中「物品供用書により」及び「物品送付書（様式第5号B）により」を削り、同条第3項中「および」を「及び」に、「もつて行なう」を「もつて行う」に改める。

第12条第1項中「物品の使用に関し責任を負う者」を「物品を使用する職員で、当該物品を管理する責任を有するもの」に、「もつぱら」を「専ら」に、「供用する」を「共に使用する」に改め、同条第2項中「備品については物品保管書（様式第6号）に」を「重要物品又は備品については物品使用書（様式第6号）に記入し」に、「物品供用簿に、それぞれ押印」を「物品供用簿（消耗品）に記名」に改める。

第13条の見出し中「返れい」を「返戻」に改め、同条中「なくなつた」を「なくなった」に、「すみやかに」を「速やかに」に、「返れい」を「返戻」に改める。

第14条第1項中「認められるとき」を「認めるとき」に、「（様式第7号A）をもつて」を「（様式第7号）をもつて」に改め、同条第2項中「物品供用員および物品出納員に対して前項に規定する物品返納書により返納または受入れを命ずるものとする」を「前項の物品返納書をもつて物品供用員に対しては物品の返納を、物品出納員に対しては物品の受領をそれぞれ命じなければならない」に改め、同条第3項を削る。

第15条第1項中「もつて」を「もつて」に改め、同条第2項中「物品供用員に対し物品の供用換えを命じなければならない」を「前項に規定する物品供用換え書をもつて、当該物品の供用換えに係る物品供用員に対し、物品の引渡し及び受領を命ずるものとする」に改め、同条第3項を削る。

第16条中「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に改める。

第17条中「かかる」を「係る」に、「または」を「又は」に、「ただちに」を「直ちに」に、「(様式第10号)をもって」を「(様式第9号)をもって」に改める。

第18条第1項中「および」を「及び」に改め、同条第2項中「事故により」を「やむを得ない事由により」に、「または」を「又は」に改める。

第19条中「様式第11号」を「様式第10号」に改める。

第20条中「および必要があると認める場合」を「及び必要があると認めるとき」に改め、同条の次に次の1項を加える。

2 物品供用員は、前項の点検の結果について、国有物品点検結果報告書(様式第11号)を作成し、速やかに本部長に報告しなければならない。

第21条中「物品管理職員は、物品出納簿(様式第12号その1およびその2)および」を「物品出納員は物品出納簿(様式第12号)を、物品供用員は」に改める。

第22条の見出し中「引き継ぎ」を「引継ぎ」に改め、同条中「の交替があつた」を「が交替する」に改め、「前任の」を削り、「引継書」を「引継書」に、「もつて」を「もって」に、「記名して押印」を「記名」に、「物品出納簿等」を「物品出納簿又は物品供用簿」に、「前任の物品管理職員が引き継ぎ」を「物品管理職員が引継ぎ」に改める。

様式第1号から様式第14号までを次のように改める。

様式第1号 (第9条関係)

				第	号
				年	日
警察本部長		物品出納員	次 席	課長補佐	警務部会計課係員
		物品供用員	次 席	課長補佐	係 員 課 署 等 名
物 品 保 管 委 託 書					
次のとおり保管委託してよろしいか。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
品 目		規 格	数 量	保 管 委 託 先	
				1 所在地	
				2 保管委託先	
保管委託期間	自 至	年 月 日	年 月 日	保管委託理由	
保管委託条件					
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済		
年 月 日			年 月 日		

備考1 決裁欄は、必要があるときは変更することができる。

2 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第2号 (第10条関係)

				第 年 月 号 日
警察本部長	物品出納員	次 席	課長補佐	警務部会計課係員
供 用 不 適 品 報 告 書				
次のとおり供用不適品を報告する。 返還を命じる。				
分 類 I		分 類 II		細 分 類
品 目	規 格	数 量	単 価	摘 要
返還の理由				
物品の現況				

備考1 決裁欄は、必要があるときは変更することができる。

2 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第3号 (第10条関係)

				第 年 月 号 日
物品管理官 沖縄県警察本部長 殿				沖縄県警察本部長
物 品 返 還 書				
次のとおり物品を返還します。				
分類II	細分類	品 目	数 量	備 考
返還理由				
物品管理簿登記済			物品出納簿登記済	

年 月 日	年 月 日
-------	-------

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第4号 (第10条関係)

第 号 年 月 日				
警察本部長 支出負担行為担当官 物品管理官	物品出納員	次 席	課長補佐	警務部会計課係員
	物品供用員	次 席	課長補佐	係 員
				課 署 等 名
物 品 修 繕 (改造) 書				
請求 次のとおり修繕 (改造) を通知する。 命令				
分 類 I			分 類 II	細 分 類
品 目	規 格	数 量	所要時期	摘 要
修繕 (改造) 理由			修繕 (改造) 条件	
修繕 (改造) 内容				

備考1 決裁欄は、必要があるときは変更することができる。

2 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第5号 (第11条関係)

第 号 年 月 日				
警察本部長	物品出納員	次 席	課長補佐	警務部会計課係員
	物品供用員	次 席	課長補佐	係 員
				課 署 等 名

物 品 供 用 書				
次のとおり供用を請求する。 命じる。				
分 類 I	分 類 II		細 分 類	
品 目	規 格	数 量	単 価	摘 要
物品出納簿登記済	年 月 日	使用目的		

備考1 決裁欄は、必要があるときは変更することができる。

2 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第6号 (第12条関係)

物 品 使 用 書					
使用職員(主任者) 階級 _____ 氏名 _____					
品 目	受 領		返 納		備 考
	数量	年 月 日	数量	年 月 日	

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第7号 (第14条関係)

第 年 月 日

警察本部長	物品出納員	次 席	課長補佐	警務部会計課係員	
	物品供用員	次 席	課長補佐	係 員	課 署 等 名
物 品 返 納 書					
次のとおり返納を命じる。報告する。					
分 類 I		分 類 II		細 分 類	
品 目	規 格	数 量	単 価	摘 要	
物品出納簿登記済	年	返納理由			
	月	物品の現況			
日					

備考1 決裁欄は、必要があるときは変更することができる。
 2 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第8号 (第15条関係)

						第 年 月 日
警察本部長	物品出納員	次 席	課長補佐	警務部会計課係員		
	物品供用員	次 席	課長補佐	係 員	課 署 等 名	受
	物品供用員	次 席	課長補佐	係 員	課 署 等 名	払
物 品 供 用 換 書						

次のとおり供用換えを ^{請求する。} 命 _{じる。} ずる。				
分 類 I		分 類 II		細 分 類
品 目	規 格	数 量	単 価	備 考
供用換えの理由 供用換年月日： 年 月 日				
物品出納簿登記済		物品供用簿登記済		
年 月 日	受	年 月 日		
	払	年 月 日		

備考1 決裁欄は、必要があるときは変更することができる。

2 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第9号 (第17条関係)

物品供用員 殿		年 月 日		
		(使用職員) 官職 氏名		
使用物品亡失（損傷）報告書 次のとおり物品の亡失（損傷）をしたから報告する。				
分 類 I		分 類 II		細 分 類
品 目	数 量	亡失（損傷）年月日	亡失（損傷）事由	
亡失（損傷）発見後の処理状況	亡失（損傷）当時における物品の保管状況		その他参考事項	

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第10号 (第19条関係)

検 査 書	第 号 年 月 日
-----------------	-----------------------------

殿 検査員 官職 氏名 立会人 官職 氏名 沖縄県国有物品管理規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第8号）第18条第1項の規定により、次の者につき検査したところ 物品管理をしているものと認める。
定時又は随時検査 部課署名 物品管理職員の官職氏名 管理期間 年 月 日 から 年 月 日
交替検査 部課署名 前任物品管理職員の官職氏名 管理期間 年 月 日 から 年 月 日 後任物品管理職員の官職氏名

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第11号（第20条関係）

年 月 日	
沖縄県警察本部長 殿 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 物品供用員 所属長 </div> <p style="text-align: center;">国有物品点検結果報告書</p> 沖縄県警察国有物品管理規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第8号）第20条第2項の規定により、当所属で供用中の国有物品の使用状況について点検を実施した結果は、下記のとおりであったので報告する。	
点検実施日 (前回の点検日)	年 月 日まで (年度第 /四半期) (年 月 日)
点検結果	<input type="checkbox"/> 物品の数量は、物品供用簿及び物品使用書と相違があった。
備考	

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号（その1）（第21条関係）

物品出納簿（重要物品・備品）

分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類		品目	単位			
物品管理簿						物品出納簿			備考	
年月日	整理区分	摘要	異動高		供用	貸付 奇託	保管	現在高		
			増	減				計		
			数 価	数 価				数 価		数 価
				異動数量	現在数		供用内訳			
				増 減	供	保	計			
				数 価	数 価	数 価	数 価	数 価		

		量	格	量	格			量	格			用	管					校

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号（その2）（第21条関係）

物品出納簿（消耗品）

分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類		品目	単位
-----	--	-----	--	-----	--	----	----

物品管理簿					物品出納簿				
年月日	摘要	増	減	現在高	摘要	増	減	現在高	備考

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第13号（その1）（第21条関係）

物品供用簿（重要物品・備品）

分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類		品目	単位
-----	--	-----	--	-----	--	----	----

年月日	整理区分	摘要	異動数量			現在高			備考
			増	減	その他	供用	保管	計	

注意 この簿冊は、重要物品及び備品（消耗品のうち、備品に準じて管理する物品を含む。）についての出納を記入すること。

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする

様式第13号（その2）（第12条、第21条関係）

物品供用簿（消耗品）

分類Ⅰ		分類Ⅱ		細分類		品目	単位
-----	--	-----	--	-----	--	----	----

年月日	摘要	増	減	現在高	使用職員

注意 この簿冊は、消耗品（消耗品のうち、備品に準じて管理する物品を除く。）についての出納を記入すること。

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

様式第14号（第22条関係）

引 継 書	
物品出納（供用）簿	冊
物品出納（供用）関係書類 （名称）	冊
上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。	
年 月 日	
前任物品出納（供用）員	
官職 氏名	
後任物品出納（供用）員	
官職 氏名	

備考 この用紙の規格は、日本産業規格A列4番とする。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条、第4条から第8条まで、第12条第1項、第13条、第16条及び第18条の改正規定は、令和6年3月29日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に改正前の沖縄県警察国有物品管理規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の沖縄県警察国有物品管理規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号ウ中「昭和40年国家公安委員会規則第3号」を「令和4年国家公安委員会規則第15号」に改め、同項第3号エ中「昭和25年法律第100号」の次に「。以下「公選法」という。」を加える。

第18条第10号中「自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車」を「自動運転技術その他自動運転の実用化のために必要な技術を用いて車両」に改める。

附 則

この規則は、令和6年3月29日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第6号

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公安委員会

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「認定」の次に「又は認定」を加え、同条中「様式第7号」を「様式第7号の2」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

法第5条第2項の規定による通知は、認定通知書（様式第7号）により行うものとする。

第9条第2項中「認定証の返納」を「廃業等の届出」に改める。

第10条を削る。

第11条中「様式第22号」を「様式第21号」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

様式第5号中

「

」

を

「
_____」

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号（第2条関係）

沖公委（交企）第	号	是 正 措 置 命 令 書	年 月 日
----------	---	---------------	-------

殿

沖縄県公安委員会



自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第8項の規定により、次の措置をとることを命じます。

事業所名	
所在地	
命令事項	

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第7号中

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しを提起することができなくなります。）。

を
「

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改め、同様式を様式第7号の2とする。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第3条関係）

沖公委（交企）第 号 認 定 通 知 書 年 月 日
住 所 氏名又は名称 殿 年 月 日付けで申請のあった自動車運転代行業の認定については、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第5条第2項の規定により認定することとしたので通知します。
認定番号 第 号 年 月 日
沖縄県公安委員会 印

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第10号及び様式第11号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

様式第13号中「認定証番号」を「認定番号」に、

「

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部交通企画課経由）に対して、審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、

処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。

を

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

様式第14号から様式第16号までの規定中「認定証番号」を「認定番号」に、

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部交通部交通企画課経由）に対して審査請求をすることができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

を

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が

妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改める。

様式第17号及び様式第18号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

様式第19号中「認定証の返納」を「廃業等の届出」に、「認定証が返納」を「廃業等届出書が提出」に、「当該認定証」を「当該届出書」に、「認定証を返納した自動車運転代行業者」を「廃業等届出書を提出した自動車運転代行業者」に、「認定証番号」を「認定番号」に、「返納年月日」を「廃業等年月日」に、「認定証を返納した理由」を「廃業等の届出をした理由」に改める。

様式第20号中「認定証番号」を「認定番号」に改める。

様式第21号を削る。

様式第22号中「様式第22号（第11条関係）」を「様式第21号（第10条関係）」に改め、同様式を様式第21号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第7号

警備業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公安委員会

警備業法施行細則の一部を改正する規則

警備業法施行細則（平成18年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「一第4条」を「一第3条」に、「第5条—第7条」を「第4条—第6条」に、「第8条—第18条」を「第7条—第16条」に、「第19条・第20条」を「第17条・第18条」に、「第21条—第23条」を「第19条—第21条」に、「第24条」を「第22条」に改める。

第2条中「認定証」を「認定」に改める。

第4条を削り、第3章中第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同条第2項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、第4章中同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第2項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に、「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条を第9条とする。

第11条第2項中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改め、同条を第10条とし、第12条を第11条とする。

第13条中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同条を第12条とする。

第14条第2項中「別記様式第10号」を「別記様式第9号」に改め、同条を第13条とする。

第15条中「別記様式第11号」を「別記様式第10号」に改め、同条を第14条とする。

第16条中「別記様式第12号」を「別記様式第11号」に改め、同条を第15条とする。

第17条を削る。

第18条中「別記様式第14号」を「別記様式第12号」に改め、同条を第16条とし、第5章中第19条を第17条とし、第20条を第18条とする。

第21条中「別記様式第15号」を「別記様式第13号」に改め、第6章中同条を第19条とする。

第22条第1項中「別記様式第16号」を「別記様式第14号」に改め、同条第2項中「別記様式第17号」を「別記様式第15号」に改め、同条を第20条とし、第23条を第21条とし、第7章中第24条を第22条とする。

別表第1及び別表第2中「第5条」を「第4条」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号（第2条関係）

不 認 定
認定不更新 通 知 書

沖縄県公安委員会指令（生企）第 号
年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 警備業の認定
認定の有効期間の更新 については、次の理由に
より 認定
認定の有効期間の更新 をしないので、警備業法 第5条第3項
第7条第3項 の規定により通知する。

申 請 者	氏名又は名称	
	住 所	
理由		

(教示事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号（第3条関係）

認 定 取 消 通 知 書

沖縄県公安委員会達（生企）第 号
年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

警備業法第8条の規定により、次のとおり認定を取り消したので通知する。

氏名又は名称			
住 所			
代表者の氏名			
認定年月日		認定の番号	
認定を取り消した理由			

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

別記様式第3号を削る。

別記様式第4号中「別記様式第4号(第8条関係)」を「別記様式第3号(第7条関係)」に、「認定証を交付」を「認定」に、「認定証の番号」を「認定の番号」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第5号中「別記様式第5号(第8条関係)」を「別記様式第4号(第7条関係)」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「別記様式第6号(第10条関係)」を「別記様式第5号(第9条関係)」に、「認定証を交付した公安委員会の名称」を「認定した公安委員会の名称」に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「別記様式第7号(第10条関係)」を「別記様式第6号(第9条関係)」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

別記様式第8号中「別記様式第8号(第11条関係)」を「別記様式第7号(第10条関係)」に、「平成 年」を「 年」に改め、同様式を別記様式第7号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

別記様式第8号(第12条関係)

資格者証不交付通知書

沖公委(生企)第 号
年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

年 月 日付けで申請のあった 警備員指導教育責任者資格者証 の交付について
機械警備業務管理者資格者証

は、警備業法第22条第4項 の規定により交付を行わないので通知
する。 警備業法第42条第3項において準用する第22条第4項

申請者	住所			
	氏名		生年月日	
理由				

(教示事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会(沖縄県警察本部警務部監察課経由)に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置(執行停止)を、審査庁(審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。)に対し申し立てることができます(執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。)
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第9号から別記様式第15号までを次のように改める。

別記様式第9号（第13条関係）

講習修了証明書不交付通知書

沖公委（生企）第 号
年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

年 月 日から 年 月 日まで実施した 警備員指導教育責任者講習 に
機械警備業務管理者講習

に係る講習修了証明書については、交付を行わないので通知する。

申請者	住所			
	氏名		生年月日	
理由				

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの

処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第10号（第14条関係）

資格者証返納命令書			
沖縄県公安委員会達（生企）第			号
年 月			日
殿			
沖縄県公安委員会			印
警備業法	第22条第7項 第42条第3項において準用する第22条第7項	の規定により、	年 月 日
付け沖縄県公安委員会第	号で交付した	警備員指導教育責任者資格 機械警備業務管理者資格者	の返納を命ずる。
本 籍			
氏 名		生年月日	
返納を命ずる理由			

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第11号（第15条関係）

合格証明書返納命令書

沖縄県公安委員会達（生企）第 号
年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

警備業法第23条第5項において準用する第22条第7項の規定により、 年 月 日付け
 沖縄県公安委員会第 号で交付した 警備業務 級に係る合格証明書の
 返納を命ずる。

住 所			
氏 名		生年月日	
返納を命ずる理由			

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第12号（第16条関係）

合格証明書不交付通知書

沖公委（生企）第 号
年 月 日

殿

沖縄県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった 警備業務 級に係る合格証明書の交付については、警備業法第23条第5項において準用する第22条第4項の規定により、交付を行わないので通知する。

申 請 者	住 所			
	氏 名		生年月日	
理由				

(教示事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第13号（第19条関係）

沖縄県公安委員会達（生企）第 号
年 月 日

指 示 書

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

殿

沖縄県公安委員会 印

警備業法第48条の規定により、次のとおり指示する。

違反事項	
指示事項	
理 由	

(教示事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

別記様式第14号（第20条関係）

沖縄県公安委員会達（生企）第 号
年 月 日

営 業 停 止 命 令 書

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名 殿

沖縄県公安委員会 印

警備業法第49条第1項の規定により、次のとおり営業の停止を命ずる。

停 止 の 範 囲	
-----------	--

営業の停止期間	年 月 日から (日間) 年 月 日まで
処 分 の 理 由	

(教示事項)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

別記様式第15号（第20条関係）

沖縄県公安委員会達（生企）第 号 年 月 日	
営 業 廃 止 命 令 書	
殿	
沖縄県公安委員会 印	
警備業法第49条第2項の規定により、次のとおり営業の廃止を命ずる。	
氏名又は名称	
住 所	
代表者の氏名	
処 分 の 理 由	

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 用紙の大きさは日本産業規格A4とする。

別記様式第16号及び別記様式第17号を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による、改正前の警備業法施行細則に規定する申請書等については、改正後の警備業法施行細則に規定する申請書等にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

沖縄県公安委員会規則第8号

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県公安委員会

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条を削る。

第3条中「別記様式第2号」を「別記様式第1号」に改め、同条を第2条とする。

第4条中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第3条とする。

第5条中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改め、同条を第4条とする。

第6条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同条第2項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改め、同条を第5条とする。

第7条中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改め、同条を第6条とし、第8条を第7条とする。
別記様式第1号を削る。

別記様式第2号中「別記様式第2号（第3条関係）」を「別記様式第1号（第2条関係）」に改め、同様式を別記様式第1号とする。

別記様式第3号中「別記様式第3号（第4条関係）」を「別記様式第2号（第3条関係）」に改め、同様式を別記様式第2号とする。

別記様式第4号中「別記様式第4号（第5条関係）」を「別記様式第3号（第4条関係）」に、「第号」を「沖縄県公安委員会達（生企）第号」に、

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

を

（教示事項）

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第5号中「別記様式第5号（第6条関係）」を「別記様式第4号（第5条関係）」に、「第号」を「沖縄県公安委員会達（生企）第 号」に、

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由）に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取

消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

を

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会(沖縄県警察本部警務部監察課経由)に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置(執行停止)を、審査庁(審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。)に対し申し立てることができます(執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。))。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第6号中「別記様式第6号(第6条関係)」を「別記様式第5号(第5条関係)」に、「第号」を「沖縄県公安委員会達(生企)第 号」に、

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会(沖縄県警察本部生活安全部生活安全企画課経由)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。))。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として(訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この場合においても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

を

(教示事項)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3

か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部警務部監察課経由）に対して審査請求をすることができます。なお、審査請求によって、この処分の効力、処分の執行又は手続の続行が妨げられるものではありませんが、その全部又は一部の停止その他の措置（執行停止）を、審査庁（審査庁としての沖縄県公安委員会をいう。）に対し申し立てることができます（執行停止の実施の判断は、審査庁の判断となります。）。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。

3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

に改め、同様式を別記様式第5号とする。

別記様式第7号中「別記様式第7号（第7条関係）」を「別記様式第6号（第6条関係）」に、「沖生企」を「生企」に改め、同様式を別記様式第6号とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員訓令第2号

沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県代表監査委員 安 慶 名 均

沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県監査委員事務局会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年沖縄県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

人 事 委 員 会 事 項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第3号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則

（初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正）

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「基地対策統括監」を「基地対策統括監、地域外交統括監」に、「生活企画統括監、子ども福祉統括監、医療企画統括監」を「生活福祉統括監、こども未来統括監」に、「感染対策統括監」を「医療介護統括監」に改める。

別表第1アの表1級の項中「渉外事件調査員」を「渉外事件調査員 少年警察調査員」に改め、同表2級の項中「先任渉外事件調査員」を「先任渉外事件調査員 先任少年警察調査員」に改め、同表3級の項中「渉外事件調査官」を「渉外事件調査官 少年警察調査官」に改め、同表4級の項中「課長補佐 職員健康管理センター室長」を「支援主幹 財政調整主幹 職員健康管理センター室長」に、「渉外事件調査官」を「渉外事件調査官 少年警察調査官」に改め、同表5級の項中「課長補佐 職員健康管理センター室長」を「支援主幹 財政調整主幹 職員健康管理センター室長」に改め、同表6級の項中「福祉企画監」を「監査指導監 こども企画監」に、「家畜防疫対策監 企業誘致対策監」を「家畜防疫対策監 エネルギー政策推進監 グローバル戦略推進監 企業誘致対策監 無形文化遺産推進監」に、「地域外交室長」を「審査指導監」に、「戦略推進室長 しまくとうば普及推進室長 F I B Aバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長 旅券センター室長」を「しまくとうば普及推進室長 旅券センター室長 沿道景観推進室長」に改め、同表7級の項中「福祉企画監」を「監査指導監 こども企画監」に、「家畜防疫対策監 企業誘致対策監」を「家畜防疫対策監 エネルギー政策推進監 グローバル戦略推進監 企業誘致対策監 無形文化遺産推進監」に、「地域外交室長」を「審査指導監」に、「戦略推進室長 しまくとうば普及推進室長 F I B Aバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長 旅券センター室長」を「しまくとうば普及推進室長 旅券センター室長 沿道景観推進室長」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表2種の項中「基地対策統括監」を「基地対策統括監 地域外交統括監」に、「生活企画統括監 子ども福祉統括監 医療企画統括監」を「生活福祉統括監 こども未来統括監」に、「感染対策統括監」を「医療介護統括監」に改め、同表3種の項中「女性相談所の所長 児童相談所の所長 身体障害者更生相談所の所長 計量検定所の所長」を「身体障害者更生相談所の所長 計量検定所の所長 児童相談所の所長 女性相談支援センターの所長」に改め、同表4種の項中「福祉企画監」を「監査指導監 こども企画監」に、「家畜防疫対策監 企業誘致対策監」を「家畜防疫対策監 エネルギー政策推進監 グローバル戦略推進監 企業誘致対策監 無形文化遺産推進監」に、「地域外交室長」を「審査指導監」に、「戦略推進室長 しまくとうば普及推進室長 F I B Aバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長 旅券センター室長」を「しまくとうば普及推進室長 旅券センター室長 沿道景観推進室長」に改める。

(期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正)

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表第1の備考1中「基地対策統括監」を「基地対策統括監、地域外交統括監」に、「生活企画統括監、子ども福祉統括監、医療企画統括監」を「生活福祉統括監、こども未来統括監」に、「感染対策統括監」を「医療介護統括監」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第4条 給料の調整額に関する規則(昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号)の一部を次のように改正する。

別表第1衛生業務課の項中「衛生業務課」を「業務生活衛生課」に改める。

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第5条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「基地対策統括監」を「基地対策統括監 地域外交統括監」に、「生活企画統括監 子ども福祉統括監 医療企画統括監」を「生活福祉統括監 こども未来統括監」に、「感染対策統括監」を「医療介護統括監」に、「生物多様性推進監 福祉企画監」を「生物多様性推進監 監査指導監 こども企画監」に、「家畜防疫対策監 企業誘致対策監」を「家畜防疫対策監 エネルギー政策推進監 グローバル戦略推進監 企業誘致対策監 無形文化遺産推進監」に、「地域外交室長」を「審査指導監」に、「北部医療センター・医師確保推進室長 戦略推進室長」を「北部医療センター・医師確保推進室長」に、「F I B Aバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長 旅券センター室長」を「旅券セ

ンター室長 沿道景観推進室長」に、「財政課の課長補佐」を「財政調整主幹」に、

宮古事務所	所長 課長
八重山事務所	所長 課長
東京事務所	所長 副所長 課長 企業誘致対策監 副参事
自治研修所	所長
県税事務所	所長 地域総括 広域総括 課税班の班長 課税第1班の班長
自動車税事務所	所長 課税班の班長
動物愛護管理センター	所長
福祉事務所	所長 総務班の班長 総務係の係長
女性相談所	所長
若夏学院	院長 庶務班の班長
児童相談所	所長 総務班の班長 分室長
知的障害者更生相談所	所長
身体障害者更生相談所	所長 総務係の係長
計量検定所	所長
平和祈念資料館	館長 分館長 総務班の班長
衛生環境研究所	所長 感染症研究センター室長 企画管理班の班長 主幹
保健所	所長 保健健康総括 生活環境総括 総務企画班の班長

を

平和祈念資料館	館長 分館長 総務班の班長
宮古事務所	所長 課長
八重山事務所	所長 課長
東京事務所	所長 副所長 課長 企業誘致対策監 副参事
自治研修所	所長
県税事務所	所長 地域総括 広域総括 課税班の班長 課税第1班の班長
自動車税事務所	所長 課税班の班長
動物愛護管理センター	所長
福祉事務所	所長 総務班の班長 総務係の係長
知的障害者更生相談所	所長

に、

身体障害者更生相談所	所長 総務係の係長
計量検定所	所長
若夏学院	院長 庶務班の班長
児童相談所	所長 分室長 総務班の班長
女性相談支援センター	所長
保健所	所長 保健健康総括 生活環境総括 総務企画班の班長
衛生環境研究所	所長 感染症研究センター室長 企画管理班の班長 主幹

中央家畜保健衛生所	所長 防疫企画班の班長
家畜衛生試験場	場長 副場長
家畜改良センター	所長 副所長
病虫害防除技術センター	所長 予察防除総括 企画管理班の班長
農業改良普及センター	所長 普及企画班の班長
農業大学校	校長 教修班の班長

病虫害防除技術センター	所長 予察防除総括 企画管理班の班長
農業改良普及センター	所長 普及企画班の班長
農業大学校	校長 教修班の班長
中央家畜保健衛生所	所長 防疫企画班の班長
家畜衛生試験場	場長 副場長
家畜改良センター	所長 副所長

を

に改める。

(特殊勤務手当に関する規則の一部改正)

第6条 特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同項第1号中「相談指導」を「相談支援」に改め、同項第2号中「生活指導」を「生活支援」に改める。

第6条中「保健医療部地域保健課」を「保健医療介護部地域保健課」に改める。

第22条中「保健医療部医療政策課」を「保健医療介護部医療政策課」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第4号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第35条第6項を削り、同条第7項中「前2項」を「前項」に、「これら」を「同項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「から第7項まで」を「又は第6項」に改め、同項を同条第8項とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

扶養手当に関する規則及び通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第5号

扶養手当に関する規則及び通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

（扶養手当に関する規則の一部改正）

第1条 扶養手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1中 「

氏名		印
----	--	---

」 を 「

氏名	
----	--

」 に改める。

（通勤手当に関する規則の一部改正）

第2条 通勤手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1中「印」を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

給与簿に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第6号

給与簿に関する規則の一部を改正する規則

給与簿に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第25号）の一部を次のように改正する。

様式第1及び様式第2を次のように改める。

様式第2 (第5条関係)

給与支払簿

年 月 日 作成

共済	形態	予算主務課	予算主務課名	支出科目	会計年度	支給年月	給与区分
					年度	年 月	

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の額	給料の調整額	管理職勤務 上場中勤務額	給与減額	給与の減給	管理職手当	初任給調整	扶養手当	受領印
	地域手当	住居手当	通勤手当	特地上当	俸特地上当	へき地手当	雑へき地手当	月額特勤	日額特勤	時間外勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	庶教手当	
	定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	戻入	追徴	還付	健康保険料	雇用保険料	雇用保険料		
	共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税	共済物資償還	財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額	

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の額	給料の調整額	管理職勤務 上場中勤務額	給与減額	給与の減給	管理職手当	初任給調整	扶養手当	受領印
	地域手当	住居手当	通勤手当	特地上当	俸特地上当	へき地手当	雑へき地手当	月額特勤	日額特勤	時間外勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	庶教手当	
	定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	戻入	追徴	還付	健康保険料	雇用保険料	雇用保険料		
	共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税	共済物資償還	財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額	

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の額	給料の調整額	管理職勤務 上場中勤務額	給与減額	給与の減給	管理職手当	初任給調整	扶養手当	受領印
	地域手当	住居手当	通勤手当	特地上当	俸特地上当	へき地手当	雑へき地手当	月額特勤	日額特勤	時間外勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	庶教手当	
	定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	戻入	追徴	還付	健康保険料	雇用保険料	雇用保険料		
	共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税	共済物資償還	財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額	

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の額	給料の調整額	管理職勤務 上場中勤務額	給与減額	給与の減給	管理職手当	初任給調整	扶養手当	受領印
	地域手当	住居手当	通勤手当	特地上当	俸特地上当	へき地手当	雑へき地手当	月額特勤	日額特勤	時間外勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	庶教手当	
	定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	戻入	追徴	還付	健康保険料	雇用保険料	雇用保険料		
	共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税	共済物資償還	財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額	

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の額	給料の調整額	管理職勤務 上場中勤務額	給与減額	給与の減給	管理職手当	初任給調整	扶養手当	受領印
	地域手当	住居手当	通勤手当	特地上当	俸特地上当	へき地手当	雑へき地手当	月額特勤	日額特勤	時間外勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	庶教手当	
	定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	戻入	追徴	還付	健康保険料	雇用保険料	雇用保険料		
	共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税	共済物資償還	財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額	

職員番号	氏名	給料表	級	号給	給料月額	報酬	経過措置の額	給料の調整額	管理職勤務 上場中勤務額	給与減額	給与の減給	管理職手当	初任給調整	扶養手当	受領印
	地域手当	住居手当	通勤手当	特地上当	俸特地上当	へき地手当	雑へき地手当	月額特勤	日額特勤	時間外勤務	休日勤務手当	夜間勤務手当	宿日直手当	庶教手当	
	定通手当	農指手当	教員特別手当	教職調整額	管理職特勤	単身赴任手当	追給	戻入	追徴	還付	健康保険料	雇用保険料	雇用保険料		
	共済短期掛金	共済介護掛金	共済長期掛金	共済厚生掛金	共済退職掛金	共済貸付償還	所得税	住民税	共済物資償還	財形貯蓄積立	警察年金積立	総支給計	控除計	差引支給額	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第7号

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則の一部を改正する規則

勤務時間、休日及び休暇等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第5条の4中「第6条の2の2第4項」を「第6条の2の2第3項」に改める。

第6条の2第1項中「同条第5項」を「同条第6項」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第6条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第8号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中 「石垣市字伊原間
石垣市字平久保」 「明石小学校
平久保小学校」 を

「石垣市字伊原間」 「明石小学校」 に、

「竹富町字南風見仲
竹富町字古見」 「大原中学校
古見小学校」 を

「竹富町字南風見仲」 「大原中学校」 に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第9号

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1保健所の項中「北部保健所、中部保健所及び南部保健所に勤務する獣医師」を「と畜検査業務に従事することを本務とする獣医師（(1)に掲げる者を除く。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会
委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第10号

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表宜野湾市の項中「部長 次長 課長 主幹」を「部長 次長 課長 主幹 技幹」に、

「はごろも学習センター 所長」を「はごろも学習センター 所長 主幹」に改

め、同表石垣市の項中「課長 所長」を「課長 所長 室長」に改め、同表名護市の項中「室長 所長」を「室長」に改め、同表糸満市の項中「参事監 参事」を「参事監 局長 参事」に改め、同表中城村の項中

「教育委員会事務局及び教育機関」を

教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		課長 主幹
	教育機関	給食センター	所長
		小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭

に改め、同表渡嘉敷村の項中

教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		課長 主幹
	教育機関	小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭

を

教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		課長
	教育機関	小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭

に改め、同表本部町今帰仁村

教育委員会事務局及び教育機関	教育委員会事務局		課長 参事
	教育機関	幼稚園	副園長
		小学校	校長 教頭
		中学校	校長 教頭

清掃施設組合の項中「局長」を「局長 局長補佐」に改め、同表北部広域市町村圏事務組合の項中「室長」を「室長 主幹 技幹」に改め、同表比謝川行政事務組合の項中「局長」を「局長 課長」に改め、同表沖縄県北部医療組合の項を次のように改める。

沖縄県北部事務局 局長 技術総括 会計管

医療組合		理者 室長
	議会事務局	局長
	監査委員事務局	局長

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第11号

育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

育児休業等に関する規則（平成11年沖縄県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第2条第4号ア(イ)」を「第2条第5号ア(イ)」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第12号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中第7号を第8号とし、第4号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 海洋深層水研究所

第14条中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第22条第2項第1号の人事委員会規則で定める作業は、感染症（同条第1項第1号に規定する感染症をいう。以下この項において同じ。）の患者若しくは感染症の疑いのある患者に接して行う作業又は感染症の病原体に汚染され、若しくは汚染された疑いのある物件の処理作業とする。

第17条第1項中「及び渉外事件通訳員」を「、渉外事件通訳員及び少年警察活動を本務とする職員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会規則第13号

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則の一部を改正する規則

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規

則（平成24年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための特殊勤務手当の特例に関する規則

第1条中「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」を「東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等並びに特定新型インフルエンザ等に対処するための沖縄県職員の特殊勤務手当の特例に関する条例」に、「、第3条」を「及び第3条」に、「に対処するため特定」を「並びに特定新型インフルエンザ等に対処するため特定」に改める。

第3条を削る。

第4条第1項中「、条例」を「及び条例」に改め、「及び条例第5条に規定する防疫等作業手当」を削り、同条を第3条とする。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

沖縄県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会事務局文書規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会事務局文書規程（平成14年沖縄県人事委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第12条の見出し中「及び契印」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる文書以外の文書については、公印の押印を省略することができる。

- (1) 法令等の規定により公印の押印を要する文書
- (2) 県又は相手方の権利義務又は法的地位に重大な影響を及ぼす文書
- (3) 事実証明に関する文書その他特に信用力を付与する必要がある文書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、公印を押印することが特に必要と認められる文書

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

沖縄県人事委員会訓令第3号

沖縄県人事委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月29日

沖縄県人事委員会

委員長 池 田 修

沖縄県人事委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県人事委員会会計年度任用職員の報酬に関する規程（令和2年人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する規則」を「会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則」に改める。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 文進印刷株式会社 〒901-0416 八重瀬町字宜次706番地4</p>
---	---